○内閣府農林水産省令第十号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　森山　**裕**

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第六項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同項第四号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第一項」を「中小企業等経営強化法第十条第一項」に改め、同条第七項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項」を「中小企業等経営強化法第八条第一項」に改める。

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第六項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同項第四号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第一項」を「中小企業等経営強化法第十条第一項」に改め、同条第七項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項」を「中小企業等経営強化法第八条第一項」に改める。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第九十五条第四項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同項第四号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第一項」を「中小企業等経営強化法第十条第一項」に改め、同条第五項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項」を「中小企業等経営強化法第八条第一項」に改める。

附　則

この命令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。

○内閣府経済産業省令第一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）を実施するため、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　林　幹雄

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令（平成二十四年内閣府経済産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

題名中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七条第一項」を「中小企業等経営強化法第二十一条第一項」に改める。

第一条中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

第二条第一項中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同項第二号ロ中「中小企業等」に改め、同項第三号ヘ中「第十九条」を「第二十三条」に改め、同条第二項中「第十七条第三項」を「第二十一条第三項」に、「別記様式」を「様式第一」に改め、同条第四項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令」を「中小企業等経営強化法施行令」に、「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

第三条中「第十七条第四項」を「第二十一条第四項」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（名称等の変更の届出）

第三条　認定経営革新等支援機関は、法第二十一条第四項の規定による届出をするときは、様式第二の届出書を主務大臣に提出しなければならない。

別記様式中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第１項」を「中小企業等経営強化法第21条第１項」に、「別記様式（第二条第二項関係）「専門的知識」を「専門的知識」に、「中小企業に」を「中小企業等に」に改め、同様式を様式第１とし、同様式の次に次の１様式を加える。

様式第２（第三条関係）

年　月　日

主務大臣名　殿

住所
氏名　　印

申請書記載事項変更届出書

中小企業等経営強化法第21条第４項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1　変更事項
（変更前）
（変更後）
2　変更年月日
3　変更理由
（備考）
1　申請者が法人である場合において、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

附　則

この命令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○内閣府経済産業省令第二号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行に伴い、沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　林　幹雄